

平成 23 年度の税制改正大綱が発表されました

平成 22 年 12 月 16 日、平成 23 年度の税制改正大綱が発表されました。例年、12 月中旬に大綱が発表され、その内容がそのまま国会に上程されて翌年 3 月下旬に可決・成立、4 月 1 日から施行されるという流れになっています。ただし、今回はねじれ国会の影響で、法案がすんなり通るかは不透明な状況です。場合によっては改正法の施行時期が遅れることも考えられます。

大綱の内容は、国の財政危機を反映して極めて増税色の濃い内容となっており、法人税減税のあおりを受け個人資産家の方にとっては大変厳しい改正となりました。以下で、資産税に関する項目を中心に、その概要を追ってみたいと思います。

1 . 相続税（平成 23 年 4 月 1 日以後の相続分から適用）

バブル以降の土地価格下落にもかかわらず基礎控除を据え置いてきた結果、相続税の課税対象者はわずか 4.2% となっています。そこで、課税対象者の増加を図るため基礎控除が縮小されることとなりました。この影響は非常に大きく、国の試算によれば課税対象者はおよそ倍に、また、もともと相続税がかかる方も確実に増税となります。また、相続税の税率構造や生命保険の非課税規定も見直しが行われます。

基礎控除の引き下げ・・・現行の 6 割水準へ

現行の基礎控除

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数

改正後

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

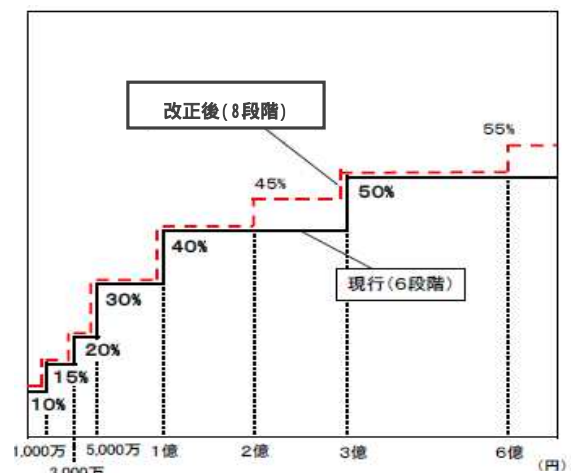
相続人の数	現行	改正後
1 人	6,000 万円	3,600 万円
2 人	7,000 万円	4,200 万円
3 人	8,000 万円	4,800 万円
4 人	9,000 万円	5,400 万円
5 人	1 億円	6,000 万円

税率構造の見直し

・・・ 2 億超の部分の増税、最高税率は引上げ

右図のように、相続税の税率構造が一部変更になっています。2 億円を超える部分について税率が上がり、最高税率も 55% となりました（従来は 50%）。

基礎控除の引き下げと税率帯の見直し、既に実施されている小規模宅地等の減額特例の縮小により、相続税は決して資産家だけの税金ではなく、大衆課税になりつつあります。



各法定相続人の法定相続分相当額 税制調査会会議資料より

生命保険金の非課税枠・・・対象者はごく限られた相続人のみ

生命保険金は、「500万円×法定相続人の数」により計算した金額まで相続税が非課税とされていますが、この法定相続人の数に算入することができるのは、未成年者、障害者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限ることとされました。

(参考) 改正後の相続税の概算税額表

法定相続分どおりに遺産を取得した場合の相続税額の合計額は次のとおりです。

配偶者軽減後の金額であり、カッコ書きは改正による増税額です。

(単位:千円)

課税 遺産総額	配偶者と子			子だけ		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
5,000万円	400 (+400)	100 (+100)	0 (+0)	1,600 (+1,600)	800 (+800)	199 (+199)
6,000万円	900 (+900)	600 (+600)	300 (+300)	3,100 (+3,100)	1,800 (+1,800)	1,200 (+1,200)
7,000万円	1,600 (+1,600)	1,125 (+1,125)	799 (+799)	4,800 (+3,800)	3,200 (+3,200)	2,199 (+2,199)
8,000万円	2,350 (+1,850)	1,750 (+1,750)	1,374 (+1,374)	6,800 (+4,300)	4,700 (+3,700)	3,299 (+3,299)
9,000万円	3,100 (+2,100)	2,400 (+1,900)	2,000 (+2,000)	9,200 (+5,200)	6,200 (+4,200)	4,800 (+3,800)
1億円	3,850 (+2,100)	3,150 (+2,150)	2,624 (+2,125)	12,200 (+6,200)	7,700 (+4,200)	6,299 (+4,300)
2億円	16,700 (+4,200)	13,500 (+4,000)	12,174 (+4,050)	48,600 (+9,600)	33,400 (+8,400)	24,599 (+6,599)
3億円	34,600 (+5,600)	28,600 (+5,600)	25,400 (+5,400)	91,800 (+12,800)	69,200 (+11,200)	54,600 (+9,600)
4億円	54,600 (+5,600)	46,100 (+5,600)	41,549 (+6,300)	140,000 (+17,000)	109,200 (+11,200)	89,799 (+12,800)
5億円	76,050 (+7,050)	65,550 (+7,050)	59,624 (+6,875)	190,000 (+17,000)	152,100 (+14,100)	129,799 (+12,799)
10億円	197,500 (+12,000)	178,100 (+11,600)	166,349 (+10,600)	458,200 (+35,200)	395,000 (+24,000)	349,999 (+31,000)
20億円	466,450 (+30,950)	434,400 (+24,900)	411,824 (+28,325)	1,008,200 (+85,200)	932,900 (+61,900)	857,598 (+38,598)

2. 贈与税（平成23年1月1日以後の贈与分から適用）

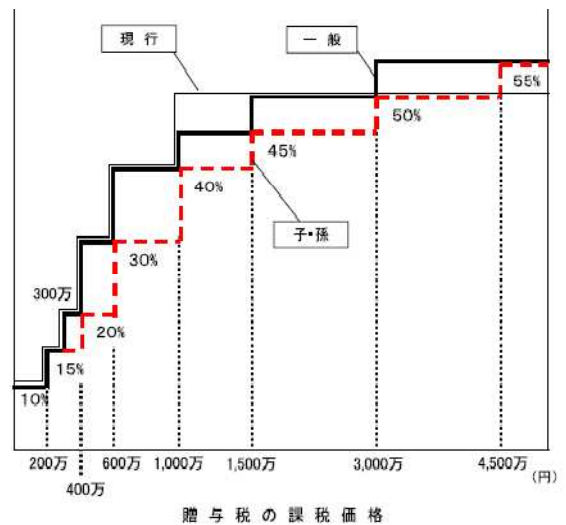
金融資産の大半が高齢者世代に偏っており、消費が多い30代40代の所得が減っている状況に鑑み、資産の移転を図るべく、子や孫への贈与について贈与税負担を軽くすることとされました。相続税増税の中で贈与はしやすくなっています。計画的な対策が今まで以上に必要となるでしょう。

税率構造の見直し・・・子や孫への贈与税は軽減、その他の場合の高額贈与は増税へ

贈与税の税率構造も見直しが行われました。

最高税率は相続税に足並みをそろえる形で55%となりましたが、20歳以上の方が直系尊属から贈与を受けた場合には、従来よりも大幅に税額が軽減されるのが、今回の改正の大きな特徴です。従来と同じ税率帯でより多くの額の贈与ができるようになりました（右図の赤点線）。

一方、それ以外の方からの贈与は、1,000万円から1,500万円の間は5%税率が下がりましたが、それ以下の額であれば従来と変わりありません（右図の黒太線）。



税制調査会会議資料より

（参考）それぞれのケースでの贈与税額の比較

贈与額	従来	改正後	
		右以外の場合の贈与	子や孫に対する贈与
110万円	0円	0円	0円
200万円	90,000円	90,000円	90,000円
300万円	190,000円	190,000円	190,000円
400万円	335,000円	335,000円	335,000円
500万円	530,000円	530,000円	485,000円
600万円	820,000円	820,000円	680,000円
700万円	1,120,000円	1,120,000円	880,000円
800万円	1,510,000円	1,510,000円	1,170,000円
900万円	1,910,000円	1,910,000円	1,470,000円
1,000万円	2,310,000円	2,310,000円	1,770,000円
2,000万円	7,200,000円	6,950,000円	5,855,000円
3,000万円	12,200,000円	11,950,000円	10,355,000円
4,000万円	17,200,000円	17,395,000円	15,300,000円
5,000万円	22,200,000円	22,895,000円	20,495,000円

相続時精算課税制度の対象者の拡大

・・・孫への贈与にも適用可能、贈与者の年齢も引き下げ

贈与者の年齢 **現行** 65歳 → **改正後** 60歳
 受贈者の年齢 **現行** 20歳以上の推定相続人 → **改正後** 20歳以上の孫も含む

直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税制度

・・・土地の先行取得に充当してもOKに

父母や祖父母等から住宅取得資金の贈与があった場合の非課税措置（平成23年については1,000万円まで非課税）について、土地を先行取得するための資金贈与も新たに適用対象となります。

3. 法人税（平成23年4月1日以後開始事業年度分から適用）

我が国の法人税率は諸外国と比較して高く、国際競争力を弱める要因となっているとして、法人税率を実質5%引き下げることとしました。これに伴う税収減を補うため、増税項目も手当てされています。

不動産管理会社をお持ちの方にとっては、税率引き下げは追い風です。今まで以上に不動産の法人所有の重要性、優位性が高まることになりそうです。

税率の引き下げ・・・中小法人の所得金額800万円以下部分の実効税率も引き下げ

		現行	改正後
原則		30%	25.5%
中小法人	所得金額 年800万円以下	18%	15%
	所得金額 年800万円超	30%	25.5%

中小法人・・・資本金1億円以下の法人

上記は法人税率のみを記載していますが、法人住民税まで考慮すると、今よりも原則約5%の税率引き下げ、中小法人は3%強の引き下げとなります。

繰越欠損金制度の見直し・・・増税項目ではあるものの中小法人は影響なし

繰越控除できる金額は、その繰越控除する事業年度の所得金額の80%が限度となります。ただしこの改正は、中小法人には適用されません。なお、繰越控除期間は現行7年ですが9年に延長されます。

定率法減価償却方法の見直し・・・新たな取得分から定率法償却費が減少

平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率を2.0倍した数（現行2.5倍）となります。これにより、1年あたりの償却費は少なくなることになります。

4. 所得税

所得税は増税項目が目白押しです。所得要件があるなどかなり複雑化していますので、しっかりと事前計画をしておかないと思わぬ増税につながることもありそうです。なお、注目されていた配偶者控除の見直しは、今回も見送られることになりました。

成年扶養控除の見直し（平成24年分から適用）

扶養親族の年齢が23歳以上65歳未満である場合は、(1)ご本人の合計所得金額が400万円以下であること、(2)その扶養親族が障害者又は勤労学生であること、このどちらかに該当する場合に限って扶養控除の適用を受けることができることとされました。したがって、中高所得層の方にとっては、ご家族で無収入あるいは所得の少ない方がいたとしても、扶養控除を受けることができないケースが出てきます。

（扶養控除まとめ）

12/31 現在の年齢	控除額
0～15歳	なし
16～18歳	38万円
19～22歳	63万円
23～64歳	38万円（条件あり）
65～69歳	38万円
70歳～	48万円（同居は58万円）

給与所得控除の見直し（平成24年分から適用）

給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額は、245万円が上限となります。また、役員の方は、給与収入が2,000万円を超えると、さらに段階的に給与所得控除額が減額されます。

金融証券税制は延長

上場株式等の配当および譲渡所得に係る10%軽減税率は、平成25年12月31日まで2年間延長されます。

年金所得者の申告不要制度の創設（平成23年分から適用）

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の他の所得の金額が20万円以下である場合には、確定申告が不要となります。

年金二重課税に対する対応

いわゆる年金二重課税問題について、更正の請求期限である5年を超えていても、10年まで遡って還付を受けることができる特別還付制度が設けられます。

特定の事業用資産の買換えは延長

特定の事業用資産の買換え特例制度は、法人については平成26年3月31日まで、個人は平成26年12月31日まで、それぞれ3年間延長されることとなりました。

5. 消費税

消費税事業者免税点制度の改正（平成24年10月1日以後開始課税期間から適用）

個人事業者又は法人で免税事業者である場合について、その年又はその事業年度開始の日から6カ月間の課税売上高が1,000万円を超える場合には、原則として、翌年又は翌事業年度から課税事業者該当するものとされます。

6. その他

更正の請求期限の延長（原則として平成23年4月1日以後申告期限到来分から適用）

申告内容に誤りがあって税額が過大であった場合、現状では1年間しか遡って訂正することができませんが、5年間遡ることができるようになりました。

ただし、課税庁側からの増額更正期限も5年間に延長（現行3年）されています。

この資料は、作成日時時点で判明している内容に基づいて作成しています。正式な改正法案やその後の情報により、その内容が変更されたり、新たな措置が設けられる可能性もありますので、その点ご了承ください。